

## 第 1 章 計画の策定にあたって

### 1 第 4 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について

#### (1) 趣旨

本市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法や国の基本方針に基づき、「第 3 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第 3 期計画」と言います。）」を策定し、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組みを実施してまいりました。

このたび、第 3 期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、平成 30 年度名古屋市ひとり親世帯等実態調査、関係機関等へのヒアリング調査、庁内連絡会議、有識者等からの意見聴取を行い、国の基本方針をふまえて、「第 4 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第 4 期計画」と言います。）」を策定するものです。

#### (2) 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定するもので、なごや子どもの権利条例に基づき策定している「子どもに関する総合計画」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

#### (3) 対象期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

#### (4) 対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

#### ※（参考）語句の定義

母子家庭 : 配偶者のない母と 20 歳未満の子どもがいる家庭

父子家庭 : 配偶者のない父と 20 歳未満の子どもがいる家庭

寡婦 : 子どもが 20 歳に到達した母子家庭の母

ひとり親家庭 : 母子家庭、父子家庭

ひとり親家庭等 : 母子家庭、父子家庭、寡婦

(5) 計画策定に使用する数値

この計画は、平成30年7月に実施した「名古屋市ひとり親世帯等実態調査」における結果に基づき現状と課題を分析しています。そのため、計画に示す数値及びグラフは、特に断りがない限り、この調査結果の数値となります。

平成30年度名古屋市ひとり親世帯等実態調査の概要

(1) 調査の目的

ひとり親世帯等（母子世帯、父子世帯、両親のない子のいる世帯、寡婦世帯）の生活状況、生活意識等を調査し、ひとり親家庭等に対する福祉行政を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

郵送で配布・回収

(3) 調査期間

平成30年7月17日から7月31日

（前回調査は平成25年9月17日から9月30日）

(4) 対象者及び回収結果

平成27年国勢調査により設定された名古屋市内の調査区から、無作為に抽出した2,000地区を指定し、当該地区に居住する住民基本台帳の世帯構成等から調査対象世帯に該当する可能性がある世帯。

母子世帯及び寡婦世帯については各1世帯、父子世帯及び両親のない子のいる世帯については全世帯を対象とした。

対象者	抽出数	回収数	回収率
母子世帯	2,000世帯	611世帯	30.6%
父子世帯	505世帯	160世帯	31.7%
両親のない子のいる世帯	12世帯	5世帯	41.7%
寡婦世帯	2,000世帯	810世帯	40.5%
合計	4,517世帯	1,586世帯	35.1%

## 2 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯

### (1) 国の状況

国は、平成14年3月に母子家庭等自立支援対策大綱を策定し、それまでの母子寡婦対策を根本的に見直し、児童扶養手当など経済的支援中心の施策から、就業・自立に向けた総合的な支援策を展開することとしました。

これを受けて、平成14年11月に母子及び寡婦福祉法が改正され、都道府県や指定都市等による「母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「自立促進計画」といいます。）」の策定について規定されました。

また国は、平成15年4月に「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」といいます。）」を公表し、自立促進計画の指針となるべき基本的な事項を示しました。平成20年度には、この基本方針の対象期間が終了したため、従前の施策を引き継ぎつつ養育費確保に向けた取り組みの推進や就業支援のより一層の強化を加え、新たな基本方針として公表しました。

平成25年3月には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、父子家庭の父を含め、一層の就業支援施策を進めることとされました。この法律の施行を受けて、平成25年度には、基本方針の対象期間を平成24年度までの5年間から平成26年度までの7年間に延長し、父子家庭への就業支援の重要性を追加しました。

平成26年10月には、「母子及び寡婦福祉法」の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称し、福祉資金貸付等支援施策の対象を父子家庭にも拡大するなど父子家庭への拡大が盛り込まれました。

平成27年4月には、基本方針の対象期間の終了に伴って基本方針の見直しがありました。方針では、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施することとされたほか、「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成25年8月）に示された課題、平成26年度の関係法令（母子及び父子並びに寡婦福祉法及び児童扶養手当法）改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施）、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び面会交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項が追加され、平成27年度から平成31年度の5年間を対象期間とされました。

## (2) 本市の状況

本市では、平成17年3月、母子及び寡婦福祉法や基本方針に基づき、平成17年度から21年度までの5年間を対象期間とした「名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第1期計画」と言います。）」を策定し、就業支援、子育て支援、生活支援、経済的支援、及び養育費取得支援を柱とした就業・自立に向けた総合的な支援を実施してきました。

第1期計画に基づき、就業支援として、職業能力開発のための自立支援給付金制度や、母子家庭等自立支援センター事業を創設し、平成18年5月には、母子家庭の母等の就業を総合的に支援するための母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室ジョイナスナゴヤを開設しました。また、経済的支援として、国の児童扶養手当の上乗せとなるひとり親家庭手当制度を平成18年度に創設しました。

平成22年3月には、平成22年度から26年度までの5年間を対象期間とした「第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第2期計画」と言います。）」を策定し、母子家庭の母等の就業支援を柱に、総合的な自立支援施策に取り組みました。

第2期計画期間中の取り組みとしては、平成23年度から、養育費相談事業において、新たに司法書士による養育費取得に向けた書類作成や同行支援を開始したほか、平成26年度からは、ひとり親家庭の中学生を対象とした学習サポート事業をモデル事業として4区で開始するとともに、父子福祉資金の貸付を開始しました。

平成27年3月には、平成27年度から31年度までの5年間を対象期間とした第3期計画を策定し、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取り組みを実施しました。

第3期計画期間中の取り組みとしては、ひとり親家庭等への総合的な支援体制を強化するため区役所に母子・父子自立支援員と連携して家庭訪問など積極的な支援を行うひとり親家庭応援専門員を配置しました。また、子どもへの支援として中学生の学習支援事業を健康福祉局と一体的に実施し実施か所数を150か所に拡充したほか、文化・スポーツ交流事業、市有施設優待利用事業を開始しました。

このたび、第3期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、平成30年度ひとり親世帯等実態調査、関係機関等へのヒアリング調査、庁内連絡会議、有識者等からの意見聴取を行い、国の基本方針をふまえて、「第4期計画」を策定するものです。

## 第1期計画からの策定の経緯

年月	内容
平成14年3月	母子家庭等自立支援対策大綱策定 ⇒児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ
11月	母子及び寡婦福祉法改正 ⇒都道府県等の自立促進計画策定について規定
平成15年4月	国の基本方針 (平成15年度～平成19年度) ⇒母子家庭施策の総合的な展開
平成17年3月	第1期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成17年度～平成21年度)
平成20年4月	国の基本方針 (平成20年度～平成24年度) ⇒就業支援策及び養育費確保策(相談機能)の強化
平成22年3月	第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成22年度～平成26年度)
平成25年3月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行
	国の基本方針 対象期間の延長 (平成20年度～平成26年度) ⇒父子家庭への就業支援の重要性を追加
平成26年10月	母子及び寡婦福祉法改正 ⇒母子及び父子並びに寡婦福祉法へ改称
平成27年3月	第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成27年度～平成31年度)
平成27年4月	国の基本方針 (平成27年度～平成31年度) ⇒相談支援体制の整備、面会交流の取り決めの促進、広報啓発の実施等の事項を追加

## 策定に向けたニーズ把握の状況

### 1 ひとり親家庭等 現状・ニーズの把握

平成30年7月  
平成30年度ひとり親世帯等実態調査 実施

### 2 行政内部での検討・意見聴取

令和元年5月～  
ひとり親家庭等自立支援計画にかかる庁内検討会議  
令和元年7月  
区役所・支所からの意見聴取（民生子ども課・区民福祉課）

### 3 関係機関等からの意見聴取

令和元年6月～7月  
母子・父子福祉団体（社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会）  
労働行政関係機関（あいちマザーズハローワーク）  
母子生活支援施設  
その他（ジョイナス.ナゴヤ、仕事・暮らし自立サポートセンター、中学生の学習支援事業者）

### 4 有識者等からの意見聴取

令和元年9月 名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
令和元年11月 なごや子ども・子育て支援協議会

### 5 一般市民からの意見聴取

令和元年12月 パブリックコメントの実施

## 3 ひとり親世帯等実態調査結果の推移

## 1 母子世帯

事項	H30 実態調査 回答数：508	H25 実態調査 回答数：740
推計世帯数	25,986 世帯	26,147 世帯
出現率	2.36%	2.53%
ひとり親家庭になつた理由	①離婚 78.4% ②未婚 13.6% ③死別 5.6%	①離婚 83.0% ②未婚 12.9% ③死別 3.5%
困っていること	①子どもの教育や将来 59.2% ②生活費 51.7% ③仕事 27.5% ※3 つまで選択可	①生活費 63.1% ②子どもの教育や将来 60.6% ③仕事 36.5% ※3 つまで選択可
子どもについての悩み	①教育・進学 67.5% ②しつけ 30.9% ③育児 19.2% ※3 つまで選択可	①教育・進学 69.3% ②しつけ 35.9% ③育児 14.9% ※3 つまで選択可
就業率	90.7%	84.3%
雇用されている者の雇用形態	正規の職員・従業員 41.8% アルバイト・パート 41.8%	正規の職員・従業員 34.8% アルバイト・パート 52.7%
世帯の年間総収入	平均 319.3 万円 ①0～50 万未満 14.6% ②500～1,000 万未満 13.4% ③200～250 万未満 11.6% ④250～300 万未満 10.7% ⑤150～200 万未満 9.5%	平均 249.1 万円 ①200～250 万未満 19.8% ②150～200 万未満 16.1% ③100～150 万未満 13.8% ④250～300 万未満 10.0% ⑤300～350 万未満 10.0%
養育費の取り決め状況	①取り決め有 66.4% ②取り決め無 33.6%	①取り決め有 62.2% ②取り決め無 37.8%
面会交流の取り決め状況	①取り決め有 54.6% ②取り決め無 45.4%	①取り決め有 52.3% ②取り決め無 47.6%
住居形態	①借家・アパート 36.7% ②持ち家 28.7% ③親族と同居 15.6%	①借家・アパート 38.1% ②持ち家 18.1% ③市営住宅 17.1%
名古屋市の施策等で期待すること	①相談事業の充実 69.4% ②経済的支援の充実 31.0% ③子どもの学習教育支援 16.6%	①相談事業の充実 53.1% ②経済的支援の充実 41.9% ③子どもの学習教育支援 23.4%

## 2 父子世帯

事項	H30 実態調査 回答数：129	H25 実態調査 回答数：213
推計世帯数	2,973 世帯	3,721 世帯
出現率	0.27%	0.36%
ひとり親家庭になつた理由	①離婚 69.1% ②死別 23.6%	①離婚 69.9% ②死別 23.9%
困っていること	①子どもの教育や将来 48.1% ②生活費 33.3% ③家事 26.9% ※3つまで選択可	①子どもの教育や将来 56.5% ②生活費 40.2% ③仕事 22.8% ※3つまで選択可
子どもについての悩み	①教育・進学 63.7% ②しつけ 29.8% ③就職 19.4% ※3つまで選択可	①教育・進学 54.6% ②しつけ 32.7% ③就職 18.5% ※3つまで選択可
就業率	90.8%	85.9%
雇用されている者の雇用形態	正規の職員・従業員 88.2% アルバイト・パート 3.9%	正規の職員・従業員 83.7% アルバイト・パート 9.6%
世帯の年間総収入	平均 570.4 万円 ①500～1,000 万未満 38.3% ②450～500 万未満 12.3% ③0～50 万未満 9.9% ④1,000 万以上 9.9% ⑤250～300 万未満 8.6%	平均 445.9 万円 ①500～1,000 万未満 28.3% ②200～250 万未満 13.2% ③300～350 万未満 12.5% ④350～400 万未満 9.2% ⑤400～450 万未満 8.6%
養育費の取り決め状況	①取り決め有 53.2% ②取り決め無 46.8%	①取り決め有 40.8% ②取り決め無 59.2%
面会交流の取り決め状況	①取り決め有 52.6% ②取り決め無 47.4%	①取り決め有 44.9% ②取り決め無 55.0%
住居形態	①持ち家 44.5% ②借家・アパート 21.1% ③市営住宅 10.2%	①持ち家 35.2% ②市営住宅 23.8% ③借家・アパート 16.2%
名古屋市の施策等で期待すること	①相談事業の充実 73.1% ②経済的支援の充実 22.1% ③企業がひとり親家庭に対する理解を深めるための啓発活動の充実 10.6%	①相談事業の充実 55.2% ②経済的支援の充実 37.0% ③子どもの学習・教育支援 15.8%

## 3 寡婦世帯

事項	H30 実態調査 回答数：185	H25 実態調査 回答数：259
推計世帯数	25,325 世帯	28,214 世帯
出現率	2.30%	2.73%
ひとり親家庭に なった理由	①離婚 67.2% ②死別 24.9%	①離婚 61.0% ②死別 34.7%
困っていること	①自分の老後 50.0% ②生活費 34.7% ③自分の健康 29.3% ※3 つまで選択可	①自分の老後 55.3% ②自分の健康 36.9% ③生活費 34.5% ※3 つまで選択可
子どもについての 悩み	①就職 22.4% ②結婚 20.4% ③病気 11.2% ※3 つまで選択可	①結婚 32.0% ②就職 19.5% ③病気 13.5% ※3 つまで選択可
就業率	85.2%	75.0%
雇用されている者の 雇用形態	正規の職員・従業員 43.1% アルバイト・パート 39.2%	正規の職員・従業員 46.7% アルバイト・パート 40.0%
世帯の年間総収入	平均 417.9 万円 ①500～1,000 万未満 24.5% ②100～150 万未満 11.3% ③200～250 万未満 9.4% ④250～300 万未満 7.5% ④300～350 万未満 7.5%	平均 398.1 万円 ①500～1,000 万未満 17.8% ②300～350 万未満 14.6% ③150～200 万未満 10.8% ④400～450 万未満 9.7% ⑤100～150 万未満 9.2% ⑤200～250 万未満 9.2%
住居形態	①持ち家 45.9% ②借家・アパート 34.3% ③親族と同居 5.0%	①持ち家 52.0% ②借家・アパート 25.8% ③市営住宅 7.9%
名古屋市の施策等 で期待すること	①相談事業の充実 76.5% ②経済的支援の充実 16.7% ③就業支援の充実 9.8%	①相談事業の充実 69.1% ②経済的支援の充実 20.4% ③住宅対策の充実 15.5%